

## 概要

審査請求人に発症した「小脳出血」は、業務上の事由によるものとは認められないとした事例

## 要旨

### 1 事案の概要

審査請求人（以下「請求人」という。）は、○会社（以下「事業場」という。）に所属し、平成○年○月から総務課に異動になった。

請求人は、平成○年○月○日、資料作成のため残業中に頭痛、嘔吐、眩暈等の症状が出現し、○病院に救急搬送され、「小脳出血」と診断された。

請求人は、当該疾病が業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

業務の過重が原因となって疾病を発症したので、業務と発症との因果関係は明確であり、業務上の災害である。

### 3 原処分庁の意見

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に「小脳出血」を発症したものと認められる。
- (2) 発症日から前日までの間において、「異常な出来事」に遭遇した事実は認められない。
- (3) 短期間の過重業務について検討すると、発症前1週間の総労働時間は59時間45分となっており、特に長時間労働は認められない。
- (4) 長期間の過重業務について検討すると、発症前おおむね6か月間における1か月当たりの平均時間外労働時間は最大で53時間10分であり、その他の負荷要因は認められず、総合的に判断すると特に過重な業務に就労していたとは認められない。
- (5) 以上のとおり、請求人は、「小脳出血」を発症したと認められるが、過重負荷については「異常な出来事」、「短期間の過重負荷」、「長期間の過重負荷」のいずれも認められず、請求人に発症した「小脳出血」は、業務上の事由によるものとは認められない。

### 4 審査官の判断

- (1) 請求人は、平成○年○月○日に「小脳出血」を発症したものと認められる。
- (2) 請求人には、発症当日及び発症前日に業務に関連する異常な出来事は認められない。
- (3) 請求人の発症前1週間の勤務状況について、発症前日は、通常の始業時刻より30分早い9時に勤務を開始し、終業時刻は22時であった。  
それ以外の就労日は、通常の始業時刻9時30分に業務を開始し、終業時刻はおおむね22時から23時までで、法定労働時間を超える時間外労働に従事していたことが認められる。しかし、発症3日前と発症4日前は所定の休日を取得しており、発症前7日間の法定労働時間を超える時間外労働時間は21時間25分である。  
したがって、本件疾病は、短期間の過重業務により発症したものと認められない。
- (4) 発症前おおむね6か月の時間外労働をみると、発症1か月前で55時間10分、同2か月前の平均で36時間42分、同3か月前の平均で38時間33分、同4か月前の平均で35時間18分、同5か月前の平均で28時間15分、同6か月前の平均で23時間32分であることが認められる。  
本件は、発症前1か月間の時間外労働は55時間10分であり、業務と発症の関連性が強いとされる100時間に及ばず、発症前2か月間ないし6か月間にわたっての1か月あたりの平均でも、おおむね80時間を超える時間外労働が認められないことから、特に過重な業務に就労したものと認められない。  
したがって、本件疾病は、長期間の過重業務により発症したものと認められない。
- (5) 請求人は、健康診断の結果により、平成○年に減量が必要と指示され、それ以降の健康診断でも肥満が指摘されている。  
また、発症当日に行われた検診で、血圧は140/98mmHgと測定され、高血圧は3か月後の再検査、高LDLコレステロール血症は6か月後の再検査が指示されている。  
したがって、請求人には、脳出血のリスクファクターである高血圧及び肥満が認められている。

- (6) 労災医員は、「本件は既存の血管病変が自然経過において増悪し「小脳出血」を発症したものと考えられる。」と所見している。
- (7) 以上のおり、本件については、業務に関連する異常な出来事、短期間の過重業務、長期間の過重業務のいずれもが認められず、総合的に判断すると、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものと認めることはできない。